

<報道発表資料>  
(経済同時)

令和8年3月6日  
京都市環境政策局地球温暖化対策室

## 事業者排出量削減計画書制度における 第五計画期間第2年度（令和6年度）の実績

京都市では、温室効果ガスの排出量の削減に向けて、京都市地球温暖化対策条例に基づき、市域における温室効果ガス総排出量の約1/4を占める大規模排出事業者（以下「特定事業者<sup>※1</sup>」という。）の自主的な排出削減を図るため、事業者排出量削減報告書の提出を義務付けています。

この度、第五計画期間<sup>※2</sup>第2年度（令和6年度）の報告結果をお知らせします。

※1 事業活動を行う際に使用される電気やガスなどのエネルギー使用量が原油換算で1,500kL以上となる事業者等の要件に該当する事業者（京都市地球温暖化対策条例第2条第1項第7号）

※2 三箇年ごとに計画期間を定めており、第五計画期間は令和5～7年度

### 1 特定事業者の温室効果ガス排出量

第五計画期間第2年度の削減報告書を集計した結果、特定事業者（134者）の温室効果ガス排出量<sup>※1</sup>は140.6万トンとなりました。コロナ禍から経済活動が回復したことにより活動量が増加したことに加え、電気のCO2排出係数<sup>※2</sup>が増加しましたが、特に産業部門において再エネ電気の導入が進んだこともあり、基準年度<sup>※3</sup>と比べて3.4%の削減となりました。

※1 第五計画期間第2年度における排出量

※2 1kWhを発電する際に排出される二酸化炭素（CO2）量を示す数値

※3 基準年度は計画期間の直前三年度の平均値

表1 特定事業者の温室効果ガス排出実績（第五計画期間第2年度）

部門	事業者数 (者)	温室効果ガス排出量 (万トン-CO <sub>2</sub> )		基準年度排出量 からの増減割合(%)
		基準年度 (R2~4)	実績値 (R6)	
計	134	145.6	140.6	▲3.4
業務部門	81	93.4	96.8	+3.6
産業部門	32	35.7	26.8	▲24.9
運輸部門	21	16.5	17.0	+3.0

○ 部門別の主な削減取組

<業務部門>

- ・高効率設備（空調、LED 照明等）の導入
- ・既存設備のチューニングによる適正運転
- ・再エネ電気の導入
- ・エネルギーの見える化による省エネ意識の向上
- ・建物の断熱化改修の実施

<産業部門>

- ・高効率設備（コンプレッサー、ボイラー、空調、LED 照明等）の導入
- ・再エネ電気の導入
- ・設備運用の継続的な改善
- ・生産の効率化

<運輸部門>

- ・AI を活用した配車システムの導入
- ・モーダルシフトの実施
- ・省エネ車両、次世代自動車の導入

2 報告書類の公表

提出された報告書は、本市の地球温暖化対策室ホームページに公表します。

(ホームページ URL)

提出書類等の公表について

<https://www.city.kyoto.lg.jp/kankyo/page/0000323459.html>

3 お問い合わせ先

京都市環境政策局地球温暖化対策室

TEL : 0 7 5 - 2 2 2 - 4 5 5 5